

# 市街化調整区域における土地・建物の 都市計画法の許認可等の情報提供について

市街化調整区域の土地・建物の都市計画法の許認可等の調査における情報提供には、土地所有者及び建物所有者からの情報提供同意書が必要となります。

## ＜対象となる許認可等の情報＞

- 都市計画法第43条第1項の規定による許可（建築許可）
- 平成12年改正前の同法第43条第1項第6号口の確認（既存宅地の確認）
- 同法施行規則第60条の証明（適合証明）

平成16年4月1日より浜松市情報公開条例及び浜松市個人情報保護条例が改正され、個人を識別できる情報（個人情報）の第三者への提供について制限されることとなりました。

市街化調整区域における土地・建物の都市計画法の許認可等の情報についても個人情報であり、情報提供の誓約を受けることから土地所有者及び建物所有者の同意がある場合を除き、第三者への提供ができなくなりました。

所有者本人以外による、市街化調整区域における土地・建物の都市計画法の許認可等の調査はお受けしますが、その結果、個人情報が含まれるものについてはその情報を提供することができません。

そのため情報提供については、土地所有者及び建物所有者からの情報提供同意書が必要となります。

なお、情報が法人にかかるものについても、情報提供同意書が必要となります。

開発許可のものは、都市計画法第46条の規定による開発登録簿の内容について、同法施行規則第38条の規定により閲覧することができます。

（開発行為が行われた場所については図示し土地政策課にて公開しています）

## ＜持参していただくもの＞

- ・同意書
- ・マイナンバーカード等身分が確認できるもの（法人の場合は従業員証等）
- ・土地の登記事項証明書（全部事項証明書）

土地または建物所有者が亡くなり、相続人が情報提供を受ける場合は、下記の資料も追加で必要となります。

- ・法務局で認証を受けた法定相続情報

または、

- ・所有者が亡くなったことがわかる戸籍の記載事項証明書（戸籍謄本）と相続人であることがわかる戸籍の記載事項証明書（戸籍謄本）等